

PCAOB フラッシュレポート

PCAOBは、予定されている監査基準第2号の改正案の内容を公表（2006年12月5日）

公開会社会計監視委員会（PCAOB）は、12月19日（火）に公開会議を開催し、財務方向に係る内部統制（ICFR）と財務諸表の統合監査に関する監査基準第2号（AS2）に代わる新たな監査基準へのパブリックコメントを検討することを、本日公表した。PCAOBのプレスリリースは、以下のウェブサイトから入手可能である。

http://www.pcaobus.org/News_and_Events/News/2006/12-05.aspx

12月13日には、証券取引委員会（SEC）による公開会議が予定されており、この会議でSECは、経営者のためのガイダンス案を公表し、404条の要請の一部を修正する提案を行う可能性がある。PCAOBの公開会議はこれに続いて開催されるものである。

今年になって、PCAOBはAS2を改正する計画を公表した。その計画は、5月にSECと共同で開催された円卓会議の後に公表されたものである。多くの審議を経て、PCAOBはAS2の改正案を公表しようとしている。改正案の焦点は、ICFRの監査をより効率的に、リスクベースで実施することである。さらに、小規模会社にとっては重過ぎる費用負担を軽減するために、PCAOBは実施プロセスを規模に見合ったものにするにも焦点をあてている。PCAOBのスタッフによれば、PCAOBは、(1) 内部統制監査に対する検査と2005年4月及び2006年5月にSECと共同で開催した2回の円卓会議における議論を通じて、AS2の適用を注意深く監視してきた、(2) これらの監視プロセスから得られた情報を利用する予定である。PCAOBの目的は、投資家にとっての利益を確保しつつ、監査人が内部統制監査を可能な限り効率的に実施できるように支援することである。PCAOBのプレスリリースによれば、2週間後に予定されている改正案は5つの目標を挙げている。

1 内部統制監査において最も重要な事項に焦点をあてる

PCAOBは、会社の内部統制によって財務諸表における重要な虚偽記載を予防又は発見することができないような重大なリスクに監査人が焦点をあてるように変更を検討している。特に、PCAOBは、コントロールの弱点が財務諸表における重要な虚偽記載になる前に、監査人がそれらのコントロールの弱点を特定することに、より明確に焦点をあてるような変更を予定している。404条対応プロセスに対する最も大きな批判のひとつとして、財務諸表の修正が重大な欠陥とされる原因となることがあったため、この点は非常に重要である。404条の本来の趣旨は、財務諸表の修正が想定される場合に「早期の警告」を提供することであった。

さらに、新基準は監査人に対して、引き続き全社的なコントロールから始めて会社のICFRが有効に機能するために重要なコントロールだけをテストする、トップダウンアプローチの適用を要請するであろう。また、新基準は会社の統制環境の重要性とそれが財務報告に関する不正のリスクや財務諸表におけるその他の重要な誤謬及び脱漏にどのような影響を与えるかを強調するであろう。確立した内部統制が経営者によって無視されるリスクがあるため、期末の決算プロセスも監査人にとっては焦点となるであろう。

2 意図された便益を達成するために必要のない手続を削除する

本日、PCAOBは、監査プロセスにおいて意図された便益を達成するために必要のない手続を、監査人が実施することを現在のAS2が奨励しているかどうかを判断するため、ICFRの監査の全ての側面を評価していると報告した。例えば、PCAOBは以下の変更を検討している。

- ・ 経営者の評価プロセスを監査人が評価する役割を削除する—現在の基準では、監査人は2種類の意見を表明

する。そのうちのひとつは経営者の内部統制報告書の適正性に関するものであり、もうひとつは会社のICFRの有効性に関するものである。PCAOBは内部統制監査は会社の内部統制の有効性に関する監査人の意見表明に限定され、経営者がICFRの有効性に付いて結論を導くプロセスが十分であるかどうかについての意見を含まないということを確認すると期待されている。

- 監査人に過去の監査結果を考慮することを認める - AS2には、「各年度の評価は独立して行われる」という原則が含まれている。AS2の改正案では、過去の監査から得られた経験を利用することが認められ、監査人は会社の内部統制について過去の作業からの理解を全て無視する必要はないとされるであろう。この改正によって、今後の監査において監査人がより効率的に業務を実施し、過去の情報の利用、特に当年度におけるリスク評価に関する混乱を回避することができるようになるであろう。
- リスクをより重視する - ほとんどの監査法人は、ICFRの監査の計画段階において評価対象とする重要な財務諸表要素を特定するためにリスクを定量的に評価するアプローチを採用している。このアプローチでは、定性的な要素があまり考慮されていない。PCAOBは、重要な虚偽記載につながる可能性の低い勘定を評価の対象から除外するために、監査人がどのようにリスク評価を行うべきであるかを明確化する予定である。

3 効率性に関する指針を反映する

AS2が公表されてから、PCAOBはICFRの監査をより効率的に実施するための指針を公表してきた。指針の多くは2005年5月に公表されたが、AS2の本文ほどは厳格に適用されていなかった。指針では、特に、監査人が全社的なコントロールから始めるトップダウンアプローチを利用すること、不必要で費用のかかるコントロールの独立テストを避けるために他者の作業に

依拠することなどを奨励している。PCAOBは、監査の効率性を改善するために、この指針のほとんどを新基準に反映させると期待されている。

4 会社の規模及び複雑性に対応した監査の実施について明確で実務的な指針を提供する

PCAOBの意図は、監査人が大規模会社と小規模会社の内部統制を区別し、それぞれにあわせた監査の実施を支援するために、新基準において方向性を示すことである。

5. シンプルな基準を作成する - PCAOBは、改訂監査基準を短く、わかり易く、様々な規模や複雑性を持つ会社に、より明確に適用できるようなものとするを意図している。

これは、ICFRの監査をより費用対効果の高いものにしようとする会社にとっては重要な展開である。SECから公表が予定されている経営者のための指針と404条の修正と共に、PCAOBによるAS2の改正はより費用対効果の高いICFRの監査を目指したステップとなることが期待される。